

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年9月9日 盛岡地方法務局 登記官 西 塔 清

（公印省略）

記

意見又は資料の提出先 盛岡地方法務局登記部門

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
4000-2021-0001	盛岡市中太田方八丁65番	墓地	3.30
4000-2021-0002	盛岡市館向町45番176	宅地	12.79
4000-2021-0003	盛岡市平賀新田字高柳32番4	墓地	88
4000-2021-0004	盛岡市平賀新田字高柳50番2	田	37
4000-2021-0005	盛岡市東中野字五輪54番	墓地	59
4000-2021-0006	盛岡市東中野字五輪68番1	墓地	19
4000-2021-0007	盛岡市上田三丁目77番	原野	39
4000-2021-0008	盛岡市上田三丁目87番2	公衆用道路	16
4000-2021-0009	盛岡市永井17地割6番	墓地	26
4000-2021-0010	盛岡市永井18地割73番2	墓地	19
4000-2021-0011	八幡平市川原23番1	宅地	762.32
4000-2021-0012	八幡平市荒木田第7地割175番15	山林	12596
4000-2021-0013	八幡平市平館第31地割83番	宅地	919.22
4000-2021-0014	滝沢市一本木202番3	墓地	5.19
4000-2021-0015	滝沢市砂込262番	田	775
4000-2021-0016	滝沢市砂込431番	原野	88
4000-2021-0017	滝沢市外山94番	墓地	45
4000-2021-0018	滝沢市湯舟沢49番	墓地	9.19
4000-2021-0019	滝沢市湯舟沢112番	墓地	167
4000-2021-0020	滝沢市湯舟沢139番	墓地	39
4000-2021-0021	滝沢市湯舟沢140番	墓地	19
4000-2021-0022	滝沢市湯舟沢220番	ため池	17272
4000-2021-0023	岩手郡雫石町大字南畑第2地割字田茂木野37番	雑種地	9.70
4000-2021-0024	岩手郡雫石町大字南畑第2地割字田茂木野38番	雑種地	21
4000-2021-0025	岩手郡雫石町大字西安庭第47地割字広瀬8番	原野	73
4000-2021-0026	岩手郡雫石町大字西安庭第48地割字古吉45番	公衆用道路	864
4000-2021-0027	岩手郡雫石町大字西安庭第48地割字古吉48番	雑種地	830
4000-2021-0028	岩手郡岩手町大字大坊第5地割2番1	畑	196
4000-2021-0029	岩手郡岩手町大字沼宮内第9地割32番2	宅地	45.86
4000-2021-0030	岩手郡岩手町大字川口第21地割45番3	畑	179
4000-2021-0031	岩手郡岩手町大字川口第21地割45番5	原野	25
4000-2021-0032	岩手郡岩手町大字川口第24地割101番	畑	62
4000-2021-0033	岩手郡岩手町大字川口第24地割129番	墓地	5.68
4000-2021-0034	岩手郡葛巻町江刈第1地割字江刈川32番2	畑	214
4000-2021-0035	岩手郡葛巻町江刈第22地割字辰鼻188番	畑	970
4000-2021-0036	岩手郡葛巻町江刈第22地割字辰鼻189番	原野	262
4000-2021-0037	岩手郡葛巻町葛巻第7地割字元町27番2	宅地	540.16
4000-2021-0038	岩手郡葛巻町葛巻第38地割字志民沢95番4	畑	5091
4000-2021-0039	岩手郡葛巻町田部字前里137番3	畑	1.22
4000-2021-0040	紫波郡紫波町赤沢字座比44番	墓地	51
4000-2021-0041	紫波郡紫波町赤沢字座比55番	ため池	180
4000-2021-0042	紫波郡紫波町赤沢字座比79番	墓地	15

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年11月4日 盛岡地方法務局 登記官 西 塔 清

（公印省略）

記

意見又は資料の提出先 盛岡地方法務局登記部門

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
4000-2021-0043	岩手郡雫石町大字南畑第13地割字田ノ尻57番3	用悪水路	687
4000-2021-0044	岩手郡雫石町大字南畑第15地割字男助3番8	用悪水路	152
4000-2021-0045	岩手郡雫石町大字南畑第15地割字男助4番5	用悪水路	109
4000-2021-0046	岩手郡雫石町大字南畑第15地割字男助36番6	用悪水路	358

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年11月19日 盛岡地方法務局 登記官 西 塔 清

（公印省略）

記

意見又は資料の提出先 盛岡地方法務局登記部門

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
4000-2021-0047	岩手郡雫石町大字南畑第15地割字男助28番4	用悪水路	122
4000-2021-0048	岩手郡雫石町大字南畑第15地割字男助38番3	墓地	31